

あきたび電子クーポンの利用方法について

「秋田へGo！」秋田を旅しようキャンペーンの割引適用の方へ配布するあきたび電子クーポンの利用方法となります。



注意

【スマートフォン等をお持ちでない場合】

アクセスカードを開封せずに、精算時に提出をお願いします。

※あくまでスマートフォン等をお持ちでない方向けの対応であるため、原則として電子クーポンによる利用をお願いいたします。

1

電子クーポンアクセスカード（圧着）を開き、中面の2次元バーコードを読み取り、受取サイトにアクセスします。

※旅行期間中に有効ですのでお早めにご利用ください。



2

電子クーポンアクセスカード中面のクーポン番号を受取サイト内のアクセスキーを入力します。



3

電子クーポンが取得できます。
※電子クーポンの画面を閉じてしまった場合は再度①②を実施ください。

（ブックマーク または ホーム画面に追加いただくと電子クーポンをスムーズにご利用いただけます。
追加方法は「（参考）電子クーポンの保管方法」をご参照ください。）



4

レジに設置された2次元バーコードを読み込み、1円単位で利用したい金額を入力し決済します。



注意

不正利用防止の観点から、残高を全て利用するまでアクセスカードは大切に保管してください。紛失・盗難に関して、一切の責任を負いかねます。

5

利用完了！

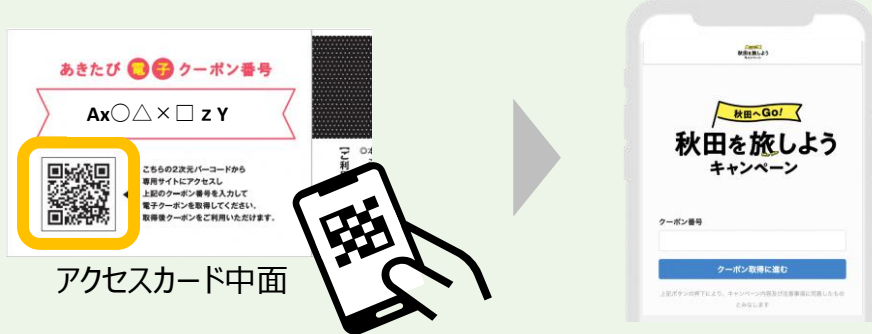


電子クーポン取得方法

電子クーポン利用方法

あきたび電子クーポン取得方法

①お手持ちのスマートフォン等で中面の2次元バーコードを読み取り、サイトへアクセスします。



②中面に記載されたクーポン番号を入力し、【クーポンを取得する】をタップすると、クーポン受取が完了です。

※クーポン番号は英数字の組み合わせとなります。



同じ有効期限かつ、同じ券面のあきたび電子クーポンは合算が可能です。

電子クーポンホーム画面の【コード読み取り】ボタンの下にある【+別の『あきたびクーポン〇〇円分』残高を合算する】をタップし、合算したい他の電子クーポンのURLを入力後、合算内容にお間違いがなければ【合算する】をタップしてください。
※詳しい合算方法はキャンペーンサイト内に掲載しております。

あきたび電子クーポンは以下の購入には使用できません。

- A 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- B 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、飲食店等が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- C たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- D 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- E 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- F 会費、商品及びサービスの引換金代金
- G 現金との換金、金融機関への預け入れ
- H 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- I 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- J その他、秋田県（事務局）が適当と認めないもの